

関係法令等

事業者は、この事業を実施するにあたって、次の法令等を遵守すること

- ・ 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- ・ 札幌市建築基準法施行条例（昭和35年条例第23号）
- ・ 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- ・ 札幌市火災予防条例（昭和48年条例第34号）
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
（平成18年法律第91号）
- ・ 札幌市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例
（平成24年条例第71号）
- ・ 札幌市福祉のまちづくり条例（平成10年条例第47号）
- ・ 駐車場法（昭和 32 年法律第 106 号）
- ・ 札幌市駐車場条例（昭和 41 年条例第 2 号）
- ・ 札幌市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和40年条例第20号）
- ・ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
（昭和55年法律第87号）
- ・ 札幌市自転車等駐車場条例（平成17年条例第25号）
- ・ 札幌市自転車等駐車場の設置等に関する条例（平成13年条例第30号）
- ・ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
（平成 27 年法律第 53 号）
- ・ 札幌市環境基本条例（平成 7 年条例第 45 号）
- ・ 札幌市緑の保全と創出に関する条例（平成 13 年条例第 6 号）
- ・ 景観法（平成16年法律第110号）
- ・ 札幌市都市景観条例（平成19年条例第54号）
- ・ 札幌市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
（平成12年条例第32号）
- ・ 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・ 札幌市廃棄物の減量及び処理に関する条例（平成4年条例第67号）
- ・ 屋外広告物法（昭和24年法律第189号）
- ・ 札幌市屋外広告物条例（平成10年条例第43号）
- ・ 電波法（昭和25年法律第131号）
- ・ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和37年法律第100号）
- ・ 札幌市生活環境の確保に関する条例（平成14年条例第5号）

上記のほか、本施設の用途や設備等により法令、要綱等の対象となる場合がある。